

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア 運営事業者募集要項

○参加申込受付期間

令和8年10月8日（木）～令和8年11月13日（金）

○使用料提案書提出期間

令和8年11月16日（月）～令和9年1月6日（水）

佐賀市財産活用課

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集要項（以下「本要項」という。）は、佐賀市（以下「市」という。）が佐賀市役所本庁舎にコンビニエンスストアを設置するに当たり、その運営事業者を募集する公募（以下「本公募」という。）及び選定に必要な事項を定めるものです。

第1 事業概要

1 事業名

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア設置運営事業

2 目的

市の行政財産を有効活用し、市民の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図るため、佐賀市役所本庁舎内にコンビニエンスストアを設置するものです。

3 運営事業者決定方法

コンビニエンスストアの運営事業者は、公募により選定します。行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）について、市が定める最低使用料以上の額を提示した者のうち、最高額を提示した者を運営事業者として決定します。

4 使用物件の概要

(1) 所在地

佐賀市栄町1番1号

(2) 設置場所及び面積

佐賀市役所本庁舎 南棟1階 93.8㎡

(3) 用途

コンビニエンスストアの運営、管理

(4) 勤務職員数等

職員数 約1,300人

1階窓口利用者数 約1,000人／日

(5) 工事区分・参考図面

別紙1「工事区分」

別紙2「店舗設置場所平面図」

第2 使用許可に関する主な条件

1 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）

2 使用許可期間

コンビニエンスストアの開店に伴う準備工事及び営業に係る使用許可の期間は、次のとおりとします。

(1) 準備工事期間

開店に伴う準備工事に係る使用許可の期間は、3か月以内とし、当該期間の使用料は全額減免とします。

(2) 営業期間

営業に係る使用許可の期間は、営業開始日から5年間とします。

ただし、運営事業者が継続を希望し、その継続を市が認める場合は、5年間で1期として、1回に限り、改めて使用許可を行うことができるものとします。

3 使用料

最低使用料は、本件コンビニエンスストアの設置及び運営に伴い発生する共益費相当額として、市が算定した水道料金相当額の年額138,000円とします。ただし、水道使用量が市の想定する基準を大きく超える場合は、別途協議により負担を求めることがあります。

4 使用料の支払方法

市の発行する納入通知書により、市が指定する期日（原則1年を2期に分けて）までに納入しなければなりません。

5 その他必要経費

(1) 別紙1「工事区分」に定める負担区分に応じたコンビニエンスストアの設置工事費、修繕費、清掃費、ごみ処理等の維持管理費、通信費及び撤去費等に伴う一切の経費は、運営事業者が負担するものとします。

(2) 店舗の使用に伴い発生する電気料金については、運営事業者の負担とします。

なお、電気料金の算定方法及び徴収方法については、運営事業者の決定後、市と運営事業者との協議により定めるものとします。

(3) 水道料金については、3のとおり、共益費相当額として使用料に含むものとします。

6 使用の制限

(1) 店舗の制限

① 運営事業者は、使用許可物件をコンビニエンスストアの営業以外の用途に供してはなりません。

② 運営事業者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

③ ②に掲げる維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費（電球の交換を含む。）は、運営事業者が負担することとします。

④ 運営事業者は、使用許可に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、使用許可物件を第三者に使用させ、又は店舗の運営を第三者に委託し、若しくは名義貸しをしてはなりません。

ただし、運営事業者がコンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを展開する本部事業者（以下「フランチャイザー」という。）である場合は、自らの責

任において、フランチャイズ契約を締結した加盟者（以下「F C加盟者」という。）に店舗の運営を行わせることができます。

この場合において、運営事業者は、当該加盟者による店舗の運営について市に対して一切の責任を負うとともに、市が必要と認める事項を確認できるフランチャイズ契約書その他の関係書類を、運営事業者の決定後、市が指定する期日までに提出しなければなりません。

- ⑤ 運営事業者が F C 加盟者である場合において、店舗の運営に支障が生じた場合その他必要な場合は、フランチャイザーと連携し、当該支障の解消、新たな F C 加盟者による運営への移行その他店舗の適切な運営を確保するために必要な措置を速やかに講じるものとします。

7 使用許可の取消し

市は、次の(1)から(3)までに掲げる事項のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができます。

- (1) 運営事業者が第3の2に掲げる参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 運営事業者が行政財産使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 市において公用又は公共用に供するために使用物件を必要とするとき。

8 原状回復及び返還

- (1) 運営事業者は、使用許可期間が満了したとき又は許可の取消しに至ったときは、運営事業者の負担により使用許可物件を原状に回復させ、また市が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、市が特に承認した場合は、この限りではありません。
- (2) 運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市は運営事業者の負担においてこれを行うことができます。この場合において、運営事業者は、いかなる異議を申し立てることはできません。

9 損害賠償

- (1) 運営事業者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) (1)に掲げる場合のほか、運営事業者が佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア運営事業者募集仕様書（以下「仕様書」という。）に定める条件を履行しないため市に損害を与えたときは、損害賠償としてその損害額に相当する金額を支払わなければなりません。
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、運営事業者は、使用許可物件の使用に当たり市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

1 0 使用許可の取消しによる損失の取扱い

- (1) 7の(1)から(2)までに掲げるところにより市が使用許可を取り消した場合において、その取消しにより運営事業者に損失が生じても、市はその損失を補償しません。また、運営事業者は市に対して、一切の補償の請求をできないこととします。
- (2) 7に掲げるところにより市が使用許可を取り消した場合において、運営事業者は、使用許可物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求をできないこととします。

1 1 実地調査等

市は、使用許可物件について随時に調査し、又は必要な報告を求め、その維持又は使用に関し、指示することができます。

第3 応募手続等

1 スケジュール（予定）

項目	期日
募集要項の公表	令和8年10月8日（木）
質疑回答用紙の提出期限	令和8年10月30日（金）17時15分まで
質疑の回答	令和8年11月6日（金）
参加申込書等の提出期限	令和8年11月13日（金）17時15分まで
使用料提案書の提出期限	令和9年1月6日（水）17時15分まで
運営事業者の決定	令和9年1月8日（金）
使用許可申請	令和9年3月
準備工事期間	令和9年7月から9月頃
営業開始	令和9年10月

2 参加資格要件

事業期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 3年以上継続してコンビニエンスストアの運営を行った実績があり、現在も当該事業を継続して行っていること。
- (2) F C加盟者が応募する場合は、本事業への応募及び店舗の出店についてフランチャイザーの承諾を得ていること。また、店舗の運営に支障が生じた場合その他必要な場合に、フランチャイザーの協力が得られること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた

者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員であるもの
- ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当するものが応募者の経営に実質的に関与しているもの

(6) 都道府県又は市区町村から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

3 質問及び回答

(1) 提出書類

質疑回答用紙（様式1）

(2) 提出先

第5に規定する「問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。なお、電子メール送信後、電話により受信の有無を確認してください。

※電話又は担当窓口への訪問による口頭での質問は受け付けません。

(4) 提出期限

令和8年10月30日（金）17時15分まで

(5) 質問への回答

質問に対する回答は、令和8年11月6日（金）に佐賀市ホームページに掲載します。なお、質問者の名称等は公表しません。ただし、本公募に関係しない質問又は回答することにより公募の公平性を損なうおそれがある質問については、回答しない場合があります。

4 参加申込方法

(1) 参加申込の受付

① 受付期間

令和8年10月8日（木）から令和8年11月13日（金）17時15分まで

② 受付場所

第5に規定する「問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

③ 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とします。

④ 注意事項

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(2) 参加申込みに必要な書類

① 参加申込書（様式2）

② 誓約書（様式3）

③ 役員等名簿兼照会承諾書（様式4）

④ 運営実績調書（様式5）

⑤ コンビニエンスストアの運営実績を確認できる資料（任意様式）

3年以上継続してコンビニエンスストアを運営した実績及び現在も当該事業を継続していることを客観的に確認できる資料（会社案内、フランチャイズ契約書の写し、営業許可関係書類等）を提出してください。

⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

⑦ 国税及び地方税に滞納がないことを証する書類（発行後3か月以内のものに限る。）

⑧ 参加承諾書兼支援誓約書（F C加盟者が応募する場合に限る。）（様式6）

5 参加資格の審査

(1) 市は、参加申込者について、第3の2に定める参加資格要件を満たしているか審査します。

(2) 参加資格の確認のため、必要に応じて関係官公庁等への照会を行うことがあります。

(3) 審査の過程において、提出書類の内容について説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 参加資格の審査結果は、参加申込者に通知します。

(5) 参加資格を有しないと認められた者は、使用料提案書を提出することができません。

(6) 運営事業者の決定後に参加資格を有しないことが判明した場合は、運営事業者の決定を取り消すことがあります。

(7) 参加資格を有すると認められた者が1者のみの場合であっても、運営事業者の選定を行います。

6 使用料提案書の提出

(1) 提出期間

令和8年11月16日（月）～令和9年1月6日（水）17時15分まで

(2) 提出場所

第5に規定する「問合せ先及び各種書類の提出先」と同じ

(3) 提出書類

使用料提案書（様式7）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、提出期間内に必着とします。

(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 使用料提案書には、使用料の年額を記載してください。
- ② 提案額は、市が定める最低使用料以上の額としてください。
- ③ 使用料提案書は、封筒に封入し、封かんした上で提出してください。
- ④ 一度提出した使用料提案書の書換え、引換え又は撤回はできません。

(6) 辞退

参加申込後に本公募への参加を辞退する場合は、使用料提案書の提出期限までに参加辞退届を提出してください。なお、提出された参加辞退届の撤回はできません。

7 運営事業者の決定

(1) 決定日

令和9年1月8日（金）

(2) 決定方法

参加資格を有する者が提出した使用料提案書のうち、市が定める最低使用料以上で、最も高い使用料を提示した者を運営事業者として決定します。

(3) 同額の場合の取扱い

運営事業者となるべき最高額を提示した者が2人以上あるときは、当該者によるくじにより運営事業者を決定します。

この場合において、当該者がくじを引かないとき又はくじを引くことができないときは、当該公募事務に関係のない佐賀市職員がこれに代わってくじを引くものとします。

(4) 使用料提案の無効

次のいずれかに該当する使用料提案は、無効とします。

- ① 参加資格を有しない者が提出したもの
- ② 市が定める最低使用料を下回る額を提示したもの
- ③ 使用料提案書に必要事項の記載がないもの又は記載内容を判読できないもの
- ④ 使用料提案書の金額を訂正したもの
- ⑤ 同一の参加者が2通以上の使用料提案書を提出したもの
- ⑥ 他の参加者と協議するなど、公正な選定を妨げる行為があったと認められるもの

の

- ⑦ その他本要項に定める事項に違反したもの

(5) 公募の中止等

市は、やむを得ない事情により公募の実施が困難となった場合は、公募を中止し、延期し、又は内容を変更することがあります。

この場合において、参加者又は参加を予定していた者に損失が生じて、市はその責任を負いません。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加者に通知するとともに、運営事業者名及び提示された使用料その他市が必要と認める事項を佐賀市ホームページで公表します。

8 運営事業者決定後の手続

- (1) 運営事業者として決定された者は、市と店舗の設置及び運営に関し必要な協議を行った上で、速やかに運営に関する協定を締結するものとします。
- (2) 運営事業者は、市が指定する期日までに行政財産使用許可申請書その他市が必要とする書類を提出してください。
- (3) 開店に伴う準備工事については、営業に係る使用許可とは別に行政財産の使用許可を受けるものとします。
- (4) 営業に係る行政財産の使用許可については、準備工事の進捗その他必要な事項を確認した上で、市が行います。
- (5) 運営事業者として決定されたこと又は協定を締結したことをもって、行政財産の使用許可を受ける権利が生じるものではありません。

第4 その他

- 1 本公募への参加、使用許可申請その他本公募に係る手続に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- 2 本公募に参加しようとする者は、本要項、仕様書、図面その他市が提示する関係書類の内容を十分に確認した上で応募してください。
- 3 提出書類に虚偽の記載があった場合その他本要項に違反した場合は、参加資格又は運営事業者の決定を取り消すことがあります。
- 4 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市の定めるところによるものとします。

第5 問合せ先及び各種書類の提出先

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市総務部財産活用課 施設営繕係（佐賀市役所 本庁中棟2階）

電話：0952-40-7046

FAX：0952-40-7376

E-mail：zaisan@city.saga.lg.jp